

## 届出が必要な加算等及び添付書類(訪問リハビリテーション)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-1)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービスは別紙1-1、介護予防サービスは別紙1-2)の他に以下の添付書類を提出してください。
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求められることがあります。

サービス名	届出が必要な加算等	添付書類
訪問リハビリテーション	病院又は診療所	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	特別地域加算	※札幌市は該当しない加算
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	※札幌市は該当しない加算
	リハビリテーションマネジメント加算	
	移行支援加算	訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出(別紙17)
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-2)
	LIFEへの登録	
介護予防訪問リハビリテーション	病院又は診療所	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	特別地域加算	※札幌市は該当しない加算
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	※札幌市は該当しない加算
	事業所評価加算	
	サービス提供体制強化加算	※訪問リハビリテーションと同様
		LIFEへの登録